

令和 8 年（再イ）第 9 号

愛媛県西条市周布152番地 3 アルーア壬生川101号
再生債務者 新光 みな子（旧姓：松木）

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和 8 年 7 月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和 8 年 7 月22日 松山地方裁判所西条支部

令和 8 年（再イ）第 9 号

長崎県長崎市錦 2 丁目 4 番16号
再生債務者 上戸 博明

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和 8 年 7 月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和 8 年 7 月21日 長崎地方裁判所民事部個人再生係

令和 8 年（再イ）第 1 4 号

富山県高岡市上牧野45番地12
再生債務者 啓塚 康広

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和 8 年 7 月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和 8 年 7 月22日 富山地方裁判所高岡支部

令和 7 年（再イ）第 1 7 号

岡山県津山市平福589番地 5
再生債務者 高永 智裕

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和 8 年 7 月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和 8 年 7 月22日 岡山地方裁判所津山支部

令和 8 年（再イ）第 3 1 号

広島市安佐南区祇園 7 丁目29番 1 ― 6 ―102 号 A
再生債務者 金子 英生

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和 8 年 7 月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和 8 年 7 月22日 広島地方裁判所民事第 4 部

令和 8 年（再イ）第 3 7 号

広島県大竹市御園台11番24号
再生債務者 松本 悦治

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和 8 年 7 月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和 8 年 7 月22日 広島地方裁判所民事第 4 部

令和 8 年（再イ）第 6 号

香川県高松市上林町786 スリジェ A 102号
（住民票上の住所）香川県高松市多肥上町489番地10
再生債務者 野口 正人

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和 8 年 7 月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和 8 年 7 月22日 高松地方裁判所民事部破産・再生係

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第 1 項の規定により、次の免許状は失効した。
令和 8 年 8 月 4 日 長野県教育委員会

- 失効した免許状
(1) 本籍地、氏名 長野県、宮下 東
(2) 免許状の種類（教科）、番号、授与年月日、授与権者
ア 高等学校教諭一種免許状（音楽）、平 3 高一種第3455号、平成 4 年 3 月31日、神奈川県教育委員会、イ 中学校教諭一種免許状（音楽）、平 3 中一種第3031号、平成 4 年 3 月31日、神奈川県教育委員会

- 失効年月日 令和 8 年 7 月 2 日
- 失効の事由
教育職員免許法第10条第 1 項第 2 号（同法施行規則第74条の 2 第 8 号ニ）該当

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の規定により次の免許状は失効した。

- 令和 8 年 8 月 4 日 熊本県教育委員会
- 失効した免許状
氏名 西生 元喜 本籍地 熊本県
生年月日 昭和63年 7 月31日
免許状の種類、番号、授与年月日、授与権者
(1) 中学校教諭一種免許状（数学）
平22中一第352号
平成23年 3 月31日 熊本県教育委員会
(2) 高等学校教諭一種免許状（数学）
平22高一第612号
平成23年 3 月31日 熊本県教育委員会
(3) 特別支援学校教諭二種免許状（知的）
平29特支二第41号
平成29年 9 月15日 熊本県教育委員会
 - 失効年月日 令和 8 年 7 月 8 日
 - 失効の事由
教育職員免許法第10条第 1 項第 2 号（同法施行規則第74条の 2 第 8 号ロ）該当

行旅死亡人

本籍・氏名不詳、推定年齢70歳、男性、身長約170cm、体重56.4kg
上記の者は、令和 7 年 1 月24日川口市芝中田 2 丁目所在の集合住宅から救急要請があり川口市立医療センターへ搬送。身元を証明する書類などが一切なく、川口警察署や入国管理局等へ身元確認を行ったが特定には至らず。その後市内病院に転院し、令和 8 年 3 月14日午後 2 時44分に敗血症及び尿路感染症により死亡した。なお、根拠となる書類は無いが当該人物からの申告は次のとおり。国籍フィリピン、氏名阿部フローレンシオ、生年月日1953年12月30日生。遺体は火葬に付し、遺骨は当市で保管してあります。心当たりの方は、川口市役所生活福祉 1 課まで申し出てください。
令和 8 年 8 月 4 日

埼玉県 川口市長 岡村ゆり子

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和 8 年 7 月 31 日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和 8 年 8 月 4 日

札幌市中央区北八条西十八丁目三五番地 1
〇〇 株式会社ケイエム設計
代表清算人 黒崎 順治

解散公告

当社は、令和 8 年 6 月 30 日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和 8 年 8 月 4 日

札幌市西区西野 1 条 11 丁目八番 1 号
株式会社角谷不動産
代表清算人 角谷 浩一

解散公告

当社は、令和 8 年 6 月 30 日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和 8 年 8 月 4 日

宮城県気仙沼市本吉町中島 115 1 番地 11
株式会社渡辺
代表清算人 渡辺 隆

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和 8 年 8 月 4 日

秋田県秋田市牛島南二丁目八番八号
株式会社エム・シー・オー
代表清算人 松浦 忠雄